

令和3年9月30日

会員及び関係者の皆様へ

(一社) 国際善隣協会
会長 矢野一彌

善隣協会の活動再開に向けてのお知らせ

長く続いてきた首都圏をはじめとする「緊急事態宣言」と「まん延防止等の重点措置」について、政府は9月30日の期限をもってすべて解除することを発表しました。

これを受けて当協会も10月1日より下記の通り活動開始をすることといたします。長期間ご不便をおかけし申し訳ないことでしたが、皆様のご協力により、会員の皆様方及びテナント様にも感染者は出ておりません。ご協力を、ありがとうございました。

尚、このお知らせは、常務会及び各理事の承認を得て決定されました。活動開始の主な指針としては下記のとおりです

記

◆基本的な考え方

政府も発表している「段階的に規制を解除していく」という考え方で進めていく。

◆具体的な指針

(1) 5階会議室、7階談話室の利用について

これまでは、外部への貸し出しは原則的に停止してきましたが、特に要望されている文化活動から、徐々に利用をしてもらうことにします。但し、「マスクの着用」、「手指消毒」、「3密回避」はこれからも守ってもらうことを条件とします。

(2) 講演会の実施について

定着してきた「オンライン講演会」をこれからも続けることにしますが、一部に機器の取り扱いが苦手で、且つ強く参加を希望される方のために5階会議室の利用を認めることとします。(詳細は講演委員会と事務局で詰める)

(3) 10月度の理事会

10月20日(水)午後1時から開催する。・・・関係者には別途連絡する

(4) 常任委員会及び協会活動で5階会議室を利用する場合は、上記(1)の条件を守り「ソーシャルディスタンス」が確保される方法において実施してもらいます

(5) 協会事務局は、当面時差出勤・時差退社を取り入れ、午前10時より午後4時までの勤務とする。

会員各位におかれましては、リバウンド(感染の再拡大)を警戒しつつ、健康面、安全面を第一にお考えいただき、くれぐれも体調管理にお努めください。2回目のワクチン接種はお済みですか。これからは、接種証明書の提示が何かと求められそうな状況になってきました。

以上